

インフルエンザ出席停止確認表(小・中学校)

インフルエンザによる出席停止期間は、
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」です。

		発症日	発症後					発症後5日を経過した後		
		発症当日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
例1	発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後5日以内な ので登校不可	発症後5日以内な ので登校不可	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例2	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後5日以内な ので登校不可	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例3	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例4	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例5	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

(※その後は、解熱した日によって出席停止日が順次延期されていく。)

●学校保健安全法施行規則

(出席停止の期間の基準)

第19条 令第6条第2項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

1 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。

2 第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

イ インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後二日(幼児にあつては、三日)を経過するまで。